



## 『18歳は大人！自分の責任で契約しましょう』

### 民法改正



民法が改正されて2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年になると自分の意思だけで様々な契約ができるようになります。自分で家を借りたりクレジットカードを作ったりローンを組んで高額な買い物ができるなど、単独でできることが増える一方、自分の判断や行動に責任を負うことになります。

成年になったばかりの頃は知識や経験が不足しているため、悪質業者に付け込まれて契約トラブルが生じやすくなります。

### 〈若者に多いトラブル事例〉

- ① 除毛クリームが1回だけだと思ったら定期購入だった
- ② 無料体験エステに行ったら強引に高額なコースをクレジットで契約させられて払えない
- ③ SNSで知りあった人に絶対に儲かると言われて暗号資産への投資を勧められ投資をしたが出金できなくなった
- ④ ネット通販で格安のブランド財布を買ったが商品が届かず詐欺サイトだった
- ⑤ 友人に誘われマルチ商法の健康食品と美容器具をカードローンで購入したが儲からず返済できない。

未成年者の契約で両親（親権者）など法定代理人の同意の無い契約は、未成年者取消権によって一定の場合を除き、取り消すことができますが、成年になると未成年者取消権が使えなくなります。成年になると、一旦成立した契約は原則、キャンセルできません。契約トラブルに遭わないために次のポイントをしっかり覚えておきましょう。

## 助言



### 【トラブル防止対策ポイント】

- ① その場で軽い気持ちで契約をせず、契約する前に自ら情報を集めてよく考える
- ② 儲け話などうまい話は信じない
- ③ お金がないなら契約せず、きっぱり断る
- ④ 借金を勧められても断る
- ⑤ クーリング・オフや消費者契約法など消費者を保護するルールを身につける。

契約によってはクーリング・オフができなかったり、販売方法に問題がある時は、取り消しや解約ができる場合があります。契約のことで困ったら自分ひとりで抱え込まず、早めに消費生活センターに相談をしましょう。

相談専用電話 **06-6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）